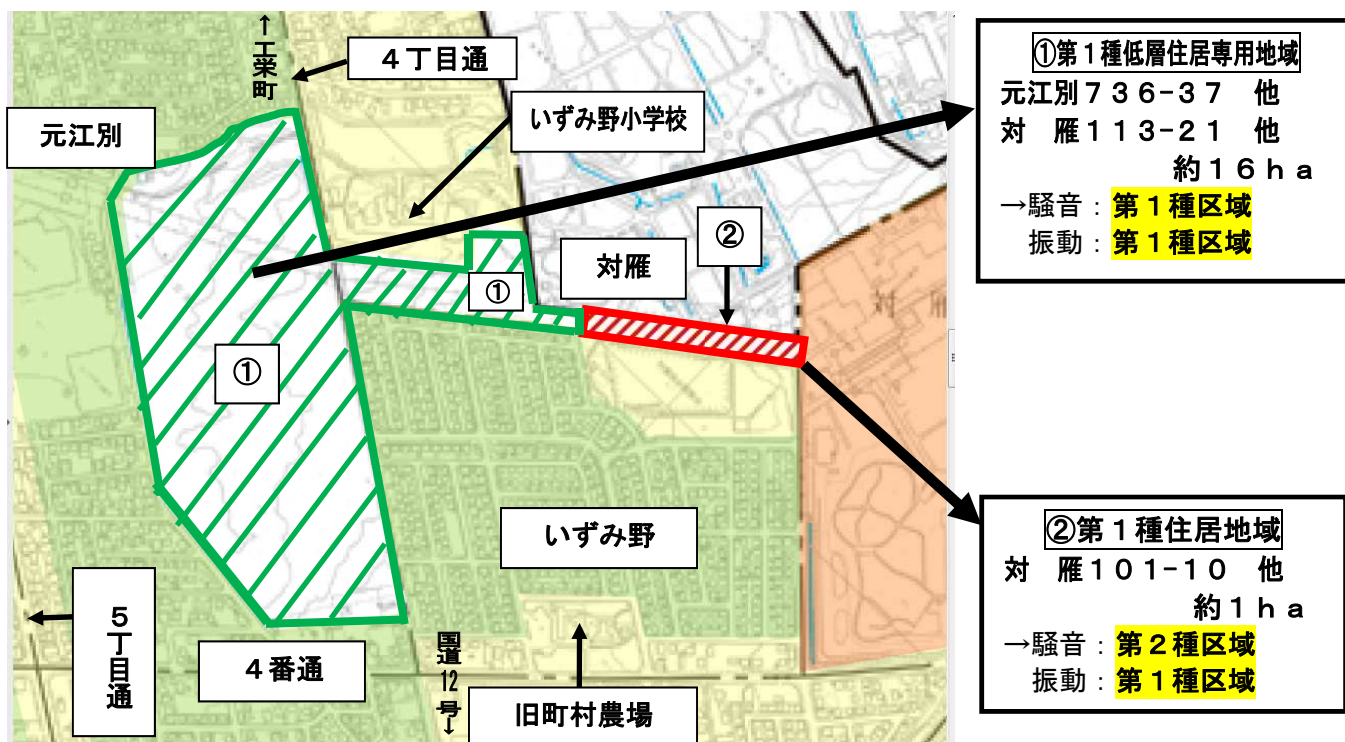


騒音・振動規制地域の追加指定について（案）

1 区域の状況

No.	区域	経緯と現況	用途地域	追加指定する原因	規制地域の区分
①	元江別 736-37 他 対雁 113-21 他 約 16 ha	平成 12 年 3 月に「元江別地区約 21 ha」が都市計画区域に編入され、このうちの一部地域（4.3 ha）については、住居及び学校等の建築状況を考慮して、すでに規制地域に指定されている。	第 1 種低層住居 専用地域	民間事業者による宅地造成工事が昨年 4 月から開始され、現在も進行中である。 ※予定工事期間 自 H31.4.1 至 R10.7.31	無指定 ↓ 騒音：第 1 種区域 振動：第 1 種区域
②	対雁 101-10 他 約 1 ha	残りの区域については、土地利用の実態がなかったことから、規制地域の指定を見送っていた。 しかし、昨年からは民間事業者による宅地造成が開始されるなど、土地利用の状況が変化してきている。	第 1 種住居地域	都市計画道路の予定地となっている。	無指定 ↓ 騒音：第 2 種区域 振動：第 1 種区域

2 対象となる区域



### 3 用途地域と区域の区分

都市計画法に基づく用途地域	騒音	振動
第1種低層住居専用地域 (①)	第1種区域	第1種区域
第2種低層住居専用地域 (江別市無し)		
第1種中高層住居専用地域	第2種区域	
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域 (②)		
第2種住居地域		
準住居地域	第3種区域	第2種区域
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域	第4種区域	

### 4 騒音の規制基準

No.	区域	特定工場等において発生する騒音 (※1)			特定建設作業で発生する騒音	指定地域内における自動車騒音の要請限度 (※2)	
		昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
①	元江別 736-37 他 対雁 113-21 他 (第1種区域)	45 dB	40 dB	40 dB	85 dB 作業時間帯・1日の 作業時間に規制あり	65~75 dB	55~70 dB
②	対雁 101-10 他 (第2種区域)	55 dB	45 dB	40 dB			

※1 昼間：8:00~19:00、朝・夕：6:00~8:00、19:00~22:00、夜間：22:00~6:00

※2 昼間：6:00~22:00、夜間：22:00~6:00

### 5 振動の規制基準

No.	区域	特定工場等において発生する振動 (※3)		特定建設作業で発生する振動	道路交通振動の限度 (※3)	
		昼間	夜間		昼間	夜間
①	元江別 736-37 他 対雁 113-21 他 (第1種区域)	60 dB	55 dB	75 dB 作業時間帯・1日の 作業時間に規制あり	65 dB	60 dB
②	対雁 101-10 他 (第1種区域)					

※3 昼間：8:00~19:00、夜間：19:00~8:00

6 騒音に係る環境基準（一般地域、道路に面する地域）

No.	区域	地域の区分	時間区分（※4）・基準値	
			昼間	夜間
①	元江別 736-37 他 対雁 113-21 他 (A地域)	一般地域	55 dB以下	45 dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
②	対雁 101-10 他 (B地域)	一般地域	55 dB以下	45 dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

※4 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00